

# 道の駅「(仮称)とよはし」地域振興施設基本設計委託業務 プロポーザル実施要領

## 1. 業務の概要

- (1) 業 務 名 道の駅「(仮称)とよはし」地域振興施設基本設計委託業務
- (2) 目 的 豊橋市では、国道23号七根IC北側に、豊橋市初の道の駅「(仮称)とよはし」の整備を進めている。  
「(仮称)とよはし」は、平成28年1月27日に国土交通省にて重点「道の駅」に選定されており、地域振興施設は、道路利用者の休憩場所、物販施設や飲食施設等の商業用途、豊橋市等の情報を発信する拠点等の複合施設とする予定であり、豊橋市らしさ、環境への配慮、及び既存店舗「あぐりパーク食彩村」との関係性等を考える必要がある。  
この地域振興施設の設計は、建築設計の高い技術と商業用途の企画立案等を行う豊富な経験と専門知識が求められることから、技術的に優れた設計者を選考するため、公募型プロポーザル方式により技術提案を求めるものである。
- (3) 業 務 内 容 本業務の内容は、別に示す「特記仕様書」のとおりとする。
- (4) 業 務 期 間 契約締結日から平成29年12月19日(火)まで
- (5) 契約上限金額 金25,900千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (6) 技術提案のテーマ 本業務において提案を求めるテーマは、次に示すとおりとする。

### 【第一次審査に提出する提案テーマ】

テーマⅠ	<b>業務を進める体制</b> ・建築関係の担当者と商業関係の担当者との業務進捗に関する連携について
------	---

### 【第二次審査に提出する提案テーマ】

テーマⅡ	<b>新設地域振興施設の考え方</b> ・隣接する既存店舗「あぐりパーク食彩村」との関係性 ・豊橋初の「道の駅」となる建築デザインの考え方 ・建設コスト(イニシャル・ライフサイクルコスト等)削減の考え方
------	--

## 2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- a. 平成28・29年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種「設計」に登録されていること。
- b. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- c. 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- d. 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- e. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(2) 過去10年間（平成19年4月1日以降）に、元請けとして同種・類似業務（※1）の実績を有すること。

ただし、協力事務所等（本業務では、分担業務分野（※2）の企画（商業施設）に関して専門的な意見を求める等の業務補助者（以下「協力事務所等」という。）を置くことができる。）が、過去10年間（平成19年4月1日以降）に、元請けとして同種・類似業務（※1）の実績を有する場合も資格を満たすこととする。

(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(4) 管理技術者（※3）は、プロポーザル参加意向申出書の提出者（以下「応募事務所」という。）の組織に所属していること。

(5) 管理技術者は一級建築士であること。

(6) 本業務の分担業務分野（※2）は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備、企画（商業施設）の5分野とし、主たる分担業務（以下「主要業務分野」という。）は建築（総合）と企画（商業施設）とする。

(7) 主要業務分野の内、企画（商業施設）の主任担当技術者は、過去10年間（平成19年4月1日以降）に同種・類似業務（※1）のいずれかに携わった実績があること。

(8) 管理技術者及び各主任担当技術者（※4）はそれぞれ1名であること。

(9) 管理技術者は主任担当技術者を兼任しないこと。また、分担業務分野の主任担当技術者は3分野以上の主任担当技術者を兼任しないこと。

(10) 協力事務所等を置く場合には、上記(1) b. ～ e. の要件は、協力事務所等にも適用し、複数の応募事務所の協力事務所等になることはできない。また、協力事務所等に本業務の全部を委託し、又は請け負わしてはならない。

(11) 協力事務所等を置く場合にあっては、建築士法第24条の3に規定される再委託とならないこと。なお、本業務の内、商業用途基本計画策定業務(事業収支計画策定業務込)は、建築士法に規定されている再委託の対象外業務である。

(12) 協力事務所等となった者は、本プロポーザルにおいて参加資格を有しない。また、応募事務所は他の応募事務所の協力事務所等となってはならない。

※1: 「同種・類似業務」は、平成19年4月1日以降に契約履行が完了した業務の内、下表のとおり。

同種業務	○下記同種施設の新築等(新築、増築又は改築)に係る基本設計業務 ○下記同種施設における商業施設の企画立案業務 【同種施設】①道の駅、②サービスエリア、③商業施設を有するパーキングエリア、④①～③いずれかの施設を含む複合施設
類似業務	○下記類似施設の新築等(新築、増築又は改築)に係る基本設計業務 ○下記類似施設における商業施設の企画立案業務 【類似施設】同種施設以外の複合商業施設(※5)

※2: 分担業務分野の分類及び業務内容は次による。

なお、これ以外の分野を追加、あるいは分担業務分野を分割し新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野		業務内容
主要	建築(総合)	平成21年1月7日国土交通省告示第15号(以下「告示15号」という。)別添一第1項(設計に関する標準業務)において示される「設計の種類」のうち、「総合」
	企画(商業施設)	商業用途の基本計画策定(事業収支計画策定込)(※特記仕様書参照)
その他	建築(構造)	平成21年1月7日国土交通省告示第15号(以下「告示15号」という。)別添一第1項(設計に関する標準業務)において示される「設計の種類」のうち、「構造」
	電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
	機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

※3: 「管理技術者」とは、豊橋市建築設計業務委託契約約款第14条の規定によるものとし、本業務を統括し技術上の管理を行う者をいう。

※4：「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※5：「複合商業施設」とは、物販や飲食施設などの商業施設が複数集まっている施設をいう。

### 3. 担当部局

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1

豊橋市 建設部 道路建設課 (豊橋市役所 東館 6階)

電話：0532-51-2520

ファックス：0532-56-5516

電子メールアドレス：dorokensetsu@city.toyohashi.lg.jp

### 4. プロポーザル参加意向申出書の作成要領

(1) プロポーザル参加意向申出書の様式

プロポーザル参加意向申出書の様式は、(様式1)に示すとおりとする。

(2) プロポーザル参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

- a. 応募事務所の会社概要(様式1-1)並びに協力事務所等の名称等(様式1-2)も併せて提出すること。
- b. 応募事務所あるいは協力事務所等が元請けとしての同種・類似業務(2. **プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件**(※1))の受注実績(企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績については最大5件まで)について、業務実績表(様式1-3)に記載すること。なお業務実績表には、本業務に関連性が深く、アピールできる実績について、その具体的な内容とともに、貴社がどのように関わり、成果(開店後の状況等)を挙げたかと、提示した実績を本業務にどのような点で活かしていくのかを記載するとともに、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類(業務仕様書の写し等)を添付すること。ただし、添付することができない場合は、その理由書(様式は任意)を提出すること。
- c. 管理技術者については、管理技術者・主任担当技術者の経歴等(様式1-4)に一級建築士の登録番号及び取得年月日を記載すること。
- d. 主任担当技術者の保有する資格の内、下表に記載した担当する分担業務分野に掲げる技術者資格及び同種・類似業務の業務実績について記載すること。なお、当該資格を保有する旨を証明する書類(資格証等)の写しを添付すること。

分担業務分野	技術者資格
建築(総合)	一級建築士
企画(商業施設)	技術者資格はないが、同種・類似業務の業務実績(※6)
建築(構造)	構造一級建築士・一級建築士
電気設備	設備一級建築士・建築設備士・技術士(※7)・一級建築士
機械設備	設備一級建築士・建築設備士・技術士(※8)・一級建築士

※6：主任担当技術者が担当した同種・類似業務（**2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件**（※1））の完了実績（最大5件まで）について、業務実績表（様式1-5）に記載すること。

※7：技術士法第32条第1項の登録を受けた者（平成14年3月29日 国土交通省告示 第268号において電気工事業で指定するものに限る。）

※8：技術士法第32条第1項の登録を受けた者（平成14年3月29日 国土交通省告示 第268号において管工事業で指定するものに限る。）

## 5. プロポーザル参加意向申出書の提出及び提出期限

### (1) 提出書類等

- a. プロポーザル参加意向申出書（様式1）
- b. 会社概要（様式1-1）
- c. 協力事務所等の名称等（様式1-2）
- d. 業務実績表（様式1-3）
- e. 管理技術者・主任担当技術者の経歴等（様式1-4，様式1-5）
- f. **4. プロポーザル参加意向申出書の作成要領**（2）において必要とする添付書類

### (2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。

### (3) 提出先

**3. 担当部局**と同じ

### (4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

### (5) 提出期限

平成29年6月19日（月） 午後5時必着

## 6. 実施要領、特記仕様書等、プロポーザル参加意向申出書の提出、提案書の作成に関する質問

実施要領、特記仕様書等、プロポーザル参加意向申出書の提出及び提案書の作成に関する質問の受付及び回答については、次による。

### (1) 質問先

**3. 担当部局**と同じ

### (2) 質問期間

平成29年6月6日（火）から平成29年6月12日（月）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書(様式1-6)に必要事項を記載し、持参、FAX又は電子メールにより提出すること。なお、FAX又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答 平成29年6月14日(水)

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2936.htm>

## 7. 提案書の作成要領

提案書は、次に示すとおりとする。

(1) 記述内容及び作成様式は、以下のとおりとする。

【第一次審査の参加者】

業務の実施体制、実施方針及び実施方法、テーマに対する提案等を記述する。

- a. 提案書(鑑)(様式2)
- b. 業務実施体制(様式2-1)
- c. 実施方針及び実施方法(様式2-1)
- d. 業務実施スケジュール(様式2-2)
- e. テーマI(様式2-3)

【第二次審査の参加者】(様式3)

テーマに対する提案等を記述する。

- a. 提案書(鑑)(様式3)
- b. テーマII(様式3-1)

(2) 参考見積及び見積金額内訳書(様式は任意)(第二次審査の参加者のみ)

(3) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

## 8. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組方法や計画・設計の考え方について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの(設計図、模型等)を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

- a. 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- b. 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。
- c. 設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等は使用しないこと。
- d. 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。
- e. 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4サイズとし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

## 9. 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

- a. 提案書（様式2～2-3又は様式3～3-1） 正本1部、副本10部  
正本、副本ともにA4サイズ・縦・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。  
（様式3-1はA3サイズ・横をA4サイズに折り込んでファイリングすること。）
- b. 参考見積及び見積金額内訳書（様式は任意）各1部（第二次審査の参加者のみ）

(2) 提出先

**3. 担当部局**と同じ

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(4) 提出期限

**【第一次審査】**

平成29年6月29日（木）午後5時必着 提出期限後に到着した提案書は無効とする。

**【第二次審査】**

平成29年7月18日（火）午後5時必着 提出期限後に到着した提案書は無効とする。

## 10. 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する可能性があるものとする。

- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

## 1 1. 評価の方法及び契約候補者の特定

提出されたプロポーザル参加意向申出書及び提案書等について、道の駅「(仮称) とよはし」地域振興施設基本設計委託業務プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)において下記のとおり評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

### (1) 第一次審査(書面審査)

日程：平成29年7月6日(木)

プロポーザル参加意向申出書により、参加する者に必要な資格の有無を確認後、応募事務所の実績、担当技術者の能力を評価する。

プロポーザル参加意向申出書の提出者が5者を上回った場合は、第一次審査(書面審査)により、「結果通知書(第一次審査)」にて提案書等の提出とプレゼンテーション及びヒアリング審査(第二次審査)の参加者として5者を選定する。

5者を上回らなかった場合は、プロポーザル参加意向申出書の提出者すべての者を第二次審査の参加者として選定する。

第一次審査の結果については、第一次審査日から3日以内に「結果通知書(第一次審査)」により電子メール及び郵送で通知する。

### (2) 第二次審査(書面審査、プレゼンテーション及びヒアリング)

日程：平成29年7月24日(月)

テーマに対する提案内容等について、提案書及びヒアリングにより評価し、契約候補者として1者を特定する。

時間、場所及び留意事項等については、「結果通知書(第一次審査)」(第一次審査日から3日以内に電子メール及び郵送で通知予定)により通知する。

出席者は5名以内(うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は1者あたり25分程度(説明20分、質疑5分程度)を予定している。

### (3) 評価基準

評価基準及び配点は、次頁のとおりとする。

< 評価基準（第一次審査） >

審査項目		評価基準		配点	様式
事務所の実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種・類似業務の実績について、評価する。</li> <li>・評価は実績1件ごとに次の基準で行う。（記載の実績5件までの合計を本評価項目の評価点とする）</li> <li>■同種の実績[0.2]，類似の実績[0.1]</li> </ul> ※建築の基本設計業務と商業施設の企画立案業務、両方の実績が提出された場合は[評価点×1.0]とし、どちらか一方の実績のみの場合は[評価点×0.6]とする。		15	様式 1-3
担当チーム の能力	主任担当技 術者保有の 技術者資格 等について 評価する。  ・評価は右の 基準で行 う。	建築(総合)	一級建築士 [1.0]	15	様式 1-4 様式 1-5
		企画(商業 施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種・類似業務の実績について評価する。</li> <li>・評価は実績1件ごとに次の基準で行う。</li> <li>（記載の実績5件までの合計を本評価項目の評価点とする）</li> <li>■同種の実績[0.2]，類似の実績[0.1]</li> </ul>	15	
		建築(構造)	構造設計一級建築士 [1.0]，一級建築士 [0.5]	5	
		電気設備	設備設計一級建築士 [1.0]，建築設備士・技術士・一級建築士 [0.5]	5	
		機械設備	設備設計一級建築士 [1.0]，建築設備士・技術士・一級建築士 [0.5]	5	
提案書	実施体制・方針・方法・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を実施する体制・方針・方法・実施スケジュールを総合的に評価する。</li> <li>・評価の基準は次による。</li> <li>■極めて高い [1.0]，高い [0.8]，普通 [0.5]，やや低い [0.3]，低い [0.1]</li> </ul>		15	様式 2-1 2-2
	テーマに対する提案	I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の的確性、実現性等を評価する。</li> <li>・評価の基準は次による。</li> <li>■極めて高い [1.0]，高い [0.8]，普通 [0.5]，やや低い [0.3]，低い [0.1]</li> </ul>	25	様式 2-3
合計				100	

※上表中 [ ] を評価点とする。

※ [ 評価点 ] × 配点を各審査項目の得点とし、各審査項目の得点を合計した総得点が大きい者から順に選定する。

< 評価基準（第二次審査） >

審査項目		評価基準	配点	様式	
事務所の実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種・類似業務の実績について、評価する。</li> <li>・評価は実績1件ごとに次の基準で行う。（記載の実績5件までの合計を本評価項目の評価点とする）</li> <li>■同種の実績[0.2]，類似の実績[0.1]</li> </ul> ※建築の基本設計業務と商業施設の企画立案業務、両方の実績が提出された場合は[評価点×1.0]とし、どちらか一方の実績のみの場合は[評価点×0.6]とする。	15	様式 1-3	
担当チームの能力	主任担当技術者保有の技術者資格等について評価する。	建築(総合)	一級建築士 [1.0]	15	様式 1-4 様式 1-5
		企画(商業施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種・類似業務の実績について評価する。</li> <li>・評価は実績1件ごとに次の基準で行う。</li> <li>（記載の実績5件までの合計を本評価項目の評価点とする）</li> <li>■同種の実績[0.2]，類似の実績[0.1]</li> </ul>	15	
	評価は右の基準で行う。	建築(構造)	構造設計一級建築士 [1.0]，一級建築士 [0.5]	5	
		電気設備	設備設計一級建築士 [1.0]，建築設備士・技術士・一級建築士 [0.5]	5	
		機械設備	設備設計一級建築士 [1.0]，建築設備士・技術士・一級建築士 [0.5]	5	
提案書	実施体制・方針・方法・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を実施する体制・方針・方法・実施スケジュールを総合的に評価する。</li> <li>・評価の基準は次による。</li> <li>■極めて高い [1.0]，高い [0.8]，普通 [0.5]，やや低い [0.3]，低い [0.1]</li> </ul>	15	様式 2-1 2-2	
	テーマに対する提案 I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の的確性、実現性等を評価する。</li> <li>・評価の基準は次による。</li> <li>■極めて高い [1.0]，高い [0.8]，普通 [0.5]，やや低い [0.3]，低い [0.1]</li> </ul>	25	様式 2-3	
	業務の理解度・取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に対する取組意欲及び質疑に対する回答等のコミュニケーション能力等を総合的に評価する。</li> <li>・評価の基準は次による。</li> <li>■極めて高い [1.0]，高い [0.8]，普通 [0.5]，やや低い [0.3]，低い [0.1]</li> </ul>	20	様式 2-4	
	テーマに対する提案 II	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の的確性、実現性等を評価する。</li> <li>・評価の基準は次による。</li> <li>■極めて高い [1.0]，高い [0.8]，普通 [0.5]，やや低い [0.3]，低い [0.1]</li> </ul>	30	様式 2-4	
合計			150		

※上表中 [ ] を評価点とする。

※ [ 評価点 ] × 配点を各審査項目の得点とし、各審査項目の得点を合計した総得点が最も大きい者を特定する。

(4) 契約候補者の特定

- a. 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。
- b. 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- c. 評価委員会各委員の持ち点を合算した値(満点)の5割を最低基準とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。
- d. 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

- e. 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の「担当チームの能力」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する（第一次審査の選定についても同様とする）。

## 1 2. 評価結果に関する事項

### (1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面により通知する。

### (2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「道の駅「(仮称) とよはし」地域振興施設基本設計委託業務プロポーザル契約候補者の特定について」を豊橋市建設部道路建設課内において配置し、これを閲覧させること及び**3. 担当部局**ホームページにおいて公表する。

### (3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

### (4) 非特定理由についての説明の請求先

**3. 担当部局**に同じ

### (5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない）以内の午前9時から午後5時までとする。

### (6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

## 1 3. 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

### (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

### (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

### (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

### (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案

### (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

#### 14. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
  - a. 「2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
  - b. 提案資格または提案内容が無効となったとき
  - c. その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

#### 15. その他

- (1) プロポーザル参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式4)を持参(土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで)又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後のプロポーザル参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。